

車いす(電動車いす)及び車いす付属品貸与のためのケアマネジメントシート

| | | | | |
|------------|-------|------|---------|------|
| 被保険者番号 | 対象者氏名 | | | |
| 住所 阿蘇市 | | | | 電話番号 |
| 要介護度 | 要支援1 | 要支援2 | 経過的要介護 | 要介護1 |
| 居宅介護支援事業所名 | 電話番号 | | 介護支援専門員 | |

利用目的

| | | | |
|---------------------|----|---------------------------------|-----|
| 食料品等の生活必需品の買い物をするため | はい | 1. 毎日 2. ()回/週 3. ()回/月 | いいえ |
| 通院するため(本人の治療等に限る) | はい | 1. 毎日 2. ()回/週 3. ()回/月 | いいえ |
| 郵便局や銀行等に行くため | はい | 1. 毎日 2. ()回/週 3. ()回/月 | いいえ |
| その他の利用目的(具体的に記入) | | 1. 毎日 2. ()回/週 3. ()回/月 | |

介護支援専門員の意見(貸与の必要性並びに使用効果等を含めた意見)

確認項目

| 項目 | 1点 | 3点 | 5点 | 採点 | チェック基準 |
|--------------------------------------|----------------------------|---|---|----|---|
| 身体障害者手帳(下肢機能障害、体幹機能障害、心臓又は呼吸器機能障害)有無 | 有(3級~6級) | 有(1,2級) | / | | 身体障害者手帳(下肢機能障害、心臓又は呼吸器機能障害)の等級を確認。 |
| 自力歩行(杖等補装具使用時)のレベル ※2項目必須 | / | 自宅から一番近くの隣家まで歩いて行けない。または、最寄のバス停(バスに乗れる場所)まで歩いて行けない。 | 自宅から一番近くの隣家まで歩いて行けない。かつ最寄のバス停(バスに乗れる場所)まで歩いて行けない。 | | 実際の状況を確認。場合によっては、家族やサービス事業者等への確認。 |
| | 3分間続けて歩けない。または100m続けて歩けない。 | 1分間続けて歩けない。または50m続けて歩けない。 | / | | 平坦な道を一緒に歩行し、実際の状況を確認。場合によっては、家族やサービス事業者等への確認。 |
| 公共の交通機関利用 | / | 介助が必要又は介助があっても利用できない。 | / | | バスを想定し、タクシーは含まない。 |
| (介護予防)通所介護・(介護予防)通所リハビリ利用状況 | 有 | / | / | | 支援計画・ケアプランを確認。 |
| 同居家族の状況 | 高齢者・障害者のみの世帯 | 独居世帯 | / | | 同居家族が存在しても、何らかの理由により送迎ができない場合は、1点に含む。(詳細を、介護保険専門員意見欄に記載すること。) |
| 合計 (11点以上の人はサービス担当者会議にて判定) | | | | | |

| | | |
|------|--|----------------------|
| 操作能力 | ①「聴力がほとんど聞こえない、意思の伝達ができない、自分のいる場所が理解できない、外出すると1人で戻って来れない」の1項目でも該当する。 ②その他操作において支障をきたすことがある。 | 有 無 |
|------|--|----------------------|

判断要素

要支援1・2、要介護1の方への貸与は、原則保険給付対象外である。
 なお、国が定める車いす及び車いす付属品の判断基準は、歩行が「できない」となっている。
 但し、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」については、必要書類並びに必要な専門職員を交えたサービス担当者会議で判断するとなっているため、阿蘇市においては次のような解釈で検討し、判断を行う。

①「日常生活範囲」を、家族や親類、公的サービス等からの支援を受けながらも自身で行わなければならない必要最小限の生活行為(買物・受診等)と解釈し「趣味・生きがい・便利だから」と言う理由は、判定の要素としないものとする。

サービス担当者会議判定欄

| 判定 | 要 | 判定理由: | |
|-------|----|-------|----|
| | 否 | | |
| 会議出席者 | 職種 | | 氏名 |
| | 職種 | | 氏名 |
| | 職種 | | 氏名 |
| | 職種 | | 氏名 |
| | 職種 | | 氏名 |
| | 職種 | | 氏名 |
| | 職種 | | 氏名 |

※判定においては、住環境(僻地、急斜面)、セニアカー以外の移動手段やケアプラン内容を考慮してサービス担当者会議の合議で判定する。最終的な決定は阿蘇市の決裁による。